

長期優良住宅に関わる認定申請手数料の追加等について

1. 概要

令和3年5月28日に改正された「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」、令和4年4月1日に改正された「租税特別措置法」ならびに令和4年5月20日に改正された「建築基準法」の施行に伴い、品川区手数料条例を改正する。

(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関わる改正

①既存住宅を対象とした長期優良住宅認定申請等の追加

建築行為（新築・増改築）がない既存住宅でも、適切な維持保全計画がなされる等の基準を満たす場合、長期優良住宅認定が可能となったため、認定申請等手数料を追加する。

②長期優良住宅を対象とした容積率緩和許可申請の新設

長期優良住宅について、一定の敷地面積を有し、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合、容積率制限の緩和が可能となったため、新たに許可申請手数料を定める。

(2) 租税特別措置法に関わる改正

①法の項ずれおよび条文削除に伴い、規定整備を行う。

②今後発生しない認定申請手数料の規定を削除する。

(3) 建築基準法に関わる改正

①法の項ずれに伴い、規定整備を行う。

2. 改正する手数料

(1) 仮設建築物の建築許可申請手数料

(2) 仮設興行場等の建築許可申請手数料

(3) 一時的な興行場等への用途変更許可申請手数料

(4) 一時的な特別興行場への用途変更許可申請手数料

(5) 優良宅地造成の認定申請手数料

(6) 優良住宅新築の認定申請手数料

(7) 良質住宅新築の認定申請手数料

(8) 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料

(9) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料

(10) 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料

(11) 長期優良住宅法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例許可申請手数料

3. 施行期日

- ・令和4年10月1日：2. 改正する手数料の（8）から（10）
- ・本条例の公布の日：2. 改正する手数料の（1）から（7）および（11）